

○札幌市水道局入札及び契約の過程に関する苦情処理要綱

平成14年12月24日

管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)等を踏まえ、札幌市水道局の入札及び契約の過程に関する苦情の処理について必要な事項を定める。

(苦情の対象)

第2条 入札及び契約の過程に関する苦情の対象は、札幌市水道局工事施行規程(平成4年規程第10号)、札幌市水道局小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領(平成16年3月26日管理者決裁)、又は札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領(平成25年1月31日総務部長決裁。以下「物品・役務要領」という。)に基づき行う契約で次の各号に掲げるものとする。ただし、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける契約を除く。

(1) 一般競争入札によるもの

- ア 札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁。以下「工事等一般要綱」という。)に基づく工事等
- イ 札幌市水道局工事等総合評価落札方式試行要綱(平成19年5月10日管理者決裁。以下「総合評価要綱」という。)に基づく工事等
- ウ 物品・役務要領に基づく物品購入等及び役務契約

(2) 指名競争入札によるもの

指名競争入札により契約を締結するもの

(3) 随意契約によるもの

随意契約により契約を締結するもの

(苦情の申立てができる者)

第3条 苦情の申立てができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般競争入札によるもの

- ア 工事等一般要綱に基づくもの  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者で、入札参加資格がないと認められた者
- イ 総合評価要綱に基づくもの  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者で、非落札者となった者
- ウ 物品・役務要領に基づくもの  
入札参加資格がないと認められた者

(2) 指名競争入札によるもの

当該契約の履行が可能な有資格者のうち、当該通常指名競争入札に指名されなかった者

(3) 随意契約によるもの

当該契約の履行が可能な有資格者のうち、当該随意契約の相手方とならなかった者

(苦情の申立てができる範囲)

第4条 苦情の申立てができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般競争入札によるもの

ア 工事等一般競争要綱に基づくもの

入札参加資格がないと認めた理由

イ 総合評価要綱に基づくもの

落札者としなかった理由

ウ 物品・役務要領に基づくもの

入札参加資格がないと認めた理由

(2) 指名競争入札によるもの

指名しなかった理由

(3) 随意契約によるもの

随意契約の相手方として選定しなかった理由

(苦情申立ての手続)

第5条 苦情申立ての手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般競争入札によるもの

ア 工事等一般要綱に基づくもの

苦情の申立ての手続は、工事等一般要綱第10条の規定による。この場合において、入札参加資格を認められなかった理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日の翌日から起算して10日(札幌市の休日に関する条例(平成2年条例第23号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含む。)以内に、札幌市附属機関設置条例(平成26年条例第43号)別表1に定める札幌市入札・契約等審議委員会(以下「審議委員会」という。)に対し、再苦情の申立てを行うことができる旨を併せて通知するものとする。

イ 総合評価要綱に基づくもの

苦情の申立ての手続は、総合評価要綱第12条の規定による。この場合において、アの後段に準ずる通知を行うものとする。

ウ 物品・役務要領に基づくもの

(ア) 一般競争入札に参加できなかった者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(休日を除く。)に、参加できなかった理由及び

当該理由についての説明(以下「理由」という。)を書面により求めることができるものとする。

(イ) 一般競争入札に参加できなかった者から、参加できなかった理由等を求められたときは、求められた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、様式1により回答するものとする。この場合において、アの後段に準ずる通知を行うものとする。

(ウ) (イ)の回答を行う場合は、あらかじめ資格審査委員会の議を経るものとする。

(2) 指名競争入札によるもの

ア 指名競争入札に指名されなかった者は、入札執行後、指名業者名を公表した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、指名されなかった理由及び当該理由についての説明(以下「理由等」という。)を書面により求めることができるものとする。

イ 指名競争入札に指名されなかった者から、指名されなかった理由等を求められたときは、求められた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、様式2により回答するものとする。この場合において、第1号アの後段に準ずる通知を行うものとする。

ウ イの回答を行う場合は、あらかじめ被指名者選考委員会の議を経るものとする。

(3) 随意契約によるもの

ア 随意契約の相手方として選定されなかった者は、随意契約の締結後、契約の相手方を公表した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、随意契約の相手方として選定されなかった理由等を書面により求めることができるものとする。

イ 随意契約の相手方として選定されなかった者から、随意契約の相手方として選定されなかった理由等を求められたときは、前号イに準じて回答するものとする。

(苦情の申立ての提出先)

第6条 苦情の申立ては、当該苦情の原因となった契約を担当する課(以下「契約担当課」という。)に提出するものとする。この場合において、送付又は電送によるものは受け付けないものとする。

(要綱及び苦情処理結果の公表)

第7条 この要綱は、水道局総務部総務課契約係において公表するものとする。

2 苦情の申立てを行った者に対し回答を行ったときは、契約担当課が所管する閲覧場所において、当該回答の内容を公表するものとする。

3 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過するまでとする。

(その他)

第8条 苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式1

札水総第 号  
年 月 日

様

札幌市水道事業管理者  
水道局長 印

一般競争入札に参加できなかった(指名されなかった)  
理由及びその説明について(回答)

年 月 日付けで要求のありました次の工事(業務)に係る一般(指名)競争入札  
の参加者として指名されなかった理由及びその説明は次のとおりです。

記

工 事 ( 業 務 ) 名	
参加できなかった(指名されなかった)理由 及びその説明	

(注) 上記の理由及びその説明に不服がある場合は、札幌市入札・契約等審議委員会に  
対して、再苦情の申立てを行うことができます。

この再苦情の申立てを行おうとする場合は、この回答を受け取った日の翌日から  
起算して10日以内(休日を含む。)に札幌市財政局管財部契約管理課へ、再苦情申立  
申請書を提出してください。

(連絡先) 札幌市水道局総務部総務課契約係  
211-7011

(随意契約)

札水総第 号  
年 月 日

様

札幌市水道事業管理者  
水道局長 印

随意契約の相手方として選定されなかった理由及びその説明について(回答)

年 月 日付けで要求のありました次の工事(業務)に係る随意契約の相手方として選定されなかった理由及びその説明は次のとおりです。

記

工 事 ( 業 務 ) 名	
随意契約の相手方として選定されなかった理由及びその説明	

(注) 随意契約の相手方として選定されなかった理由及びその説明に不服がある場合は、札幌市入札・契約等審議委員会に対して、再苦情の申立てを行うことができます。

この再苦情の申立てを行おうとする場合は、この回答を受け取った日の翌日から起算して10日以内(休日を含む。)に札幌市財政局管財部契約管理課へ、再苦情申立申請書を提出してください。

(連絡先) 札幌市水道局総務部総務課契約係  
211-7011